

議案第 8 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 2 8 年 3 月 2 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償について新たに追加するほ  
か、所要の改正を行うもの。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部中

「

長与町情報公開・個人情報保護審査会	会長
	委員

」を

「

長与町行政不服審査会	会長
	委員

」に、

「

長与町介護保険認定審査会	会長
	委員

」を

「

長与町介護認定審査会	会長
	委員

」に改め、

「

長与町次世代育成支援対策地域協議会	委員長	〃	7,400
	委員	〃	7,000

」を削

り、

「

ひばり学級療育指導員	〃	840
------------	---	-----

」を

「

療育指導員	〃	1,220
-------	---	-------

」に、

「

収納推進専門員	〃	200,000
---------	---	---------

」を

「

収納推進専門員	〃 240,000
---------	-----------

」に改

め、同部に次のように加える。

長与町まち・ひと・しごと創生推進会議 会長	〃 7,400
委員	〃 7,000
児童虐待防止専門員	月額 200,000
重症化予防指導員	〃 180,000

別表教育委員会の部中

「

長与町障害児就学指導委員会	委員長
	委員

」を

「

長与町就学支援委員会	委員長
	委員

」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。